農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所等の国の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

⑼　被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想（平成28年９月７日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン2.0（令和６年９月10日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。

⑽　新たな技術の地域における実装等

太陽光発電の適地が限られる中、従来設置が進んでいなかった耐荷重性の低い建築物の屋根や建物の壁面等への設置を進める観点から、令和６年11月に次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会において策定した「次世代型太陽電池戦略」に基づき、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備えるペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装を進めていくこととしている。

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

２　（略）

第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

（略）

１　基本的事項

⑴　（略）

⑵　また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の点に十分留意するものとする。

ア～ウ　（略）

エ　農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

２・３　（略）

農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所と連携しつつ、国の施策等について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

⑼　被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想（平成28年９月７日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けた送電線の増強等に取り組む。

（新設）

２　（略）

第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

（略）

１　基本的事項

⑴　（略）

⑵　また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の点に十分留意するものとする。

ア～ウ　（略）

エ　農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法（昭和26年法律第249号）、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

２・３　（略）